

発議第 28 号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 24 年 12 月 5 日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由

流山市議会会議規則第 105 条第 2 項の施行日について、地方自治法と整合性を図るため、流山市議会会議規則の一部を改正するものである。

## 流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中第109条の改正規定の施行されるまでの間においては、第105条第2項中「法第109条第3項」とあるのは「法第109条の2第4項」とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。